

第3回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会 議事概要

日時：平成22年9月7日
16:00～18:00
場所：市役所3階大会議室

- 今回の会議のテーマ -

「協働を支援する機能」について（議論）

「コンプライアンス」についての取組（説明）

1. 「協働を支援する機能」について

事務局より、『「協働を支援する機能」に関連する例規一覧』について、前回の補足として説明

- ・パブリックコメント手続きに関する指針など
(主な質疑内容)

Q:パブリックコメント後に、議案として提出するまでの期間が短いと感じる。1週間くらいの日程で意見を反映できるか疑問を感じる。

A:パブリックコメントまでも、市民意見は色々な方法で反映し、パブリックコメント案を作成しているので、パブリックコメント意見の反映は少ないかもしれないが、少しでも補完できる仕組みとして考えている。

Q:意見提出が少ない。意見を求めるのであればもう少し積極的に取り組んでほしいと思う。また、提案者への回答が無いこともどうかと思う。

事前提出意見を基に説明・議論

- (主な質疑内容)

Q:行政の立場からは、条例により縛りを定めるのであれば、必ず何らかの形で行政が関わっていくことになる。田名瀬委員の案での民設・民営であれば、基本的に民間活動であるので、条例への書き込みは困難と考える。また、センターが市民側、協働室は行政側の窓口となると、窓口の2元化で、市民の混乱を招く恐れがある。

A:民設・民営であれば、ここでの議論は不要となるだろう。民で組織化されたものに対して、行政から何らかの支援、ということにはなると思うが。

- ・即座に民設・民営は難しいので、公設・民営という視点で、中間支援団体の立ち上げには行政も関わってほしいと思っている。そして独立できる組織となった段階で行政が外れ、その後指定管理などを資金源として活動していけるのではないかと考えている。

- ・今の段階でそうしたものが必要なのかについては疑問を感じる。むしろ、現在の市民協働センターを指定管理した際に受けられる団体の育成の方が先ではないだろうか。また、現在の支援制度の中で、こうした中間支援組織設立に対しても、支援は可能だろうと考えている。まず、その枠組みの中で、公設・公営から公設・民営に移行する活動していくべきではないだろうか。
- ・方向性として、「担い手育成」という点では一致しているのだろう。現在の亀山市の市民活動に、それが不足しているという認識ではないだろうか。他にはどうか。
- ・たくさんの地域課題を抱え、それぞれの地域では様々な活動を自治会・コミュニティなどで行っているが、そうした活動への関心が低い。また、効果的な活動もそれが地域内だけとなって、広がり欠ける。こうした活動を広げ、行政とのパイプを担える組織としても、まちづくりセンターが必要だと考える。
- ・亀山市にはいろんな市民活動団体が有り、それらをコーディネートする中間支援団体は必要だと思う。
- ・この議論には、地域課題を最も認識している自治会・コミュニティにも関わってもらわないとうまくいかないと考えている。
- ・現在の地域づくり支援事業は、コミュニティへ補助が出て、地域全体で考えて、行くというもので、ほぼ同じイメージのような気がする。中間支援組織育成は大事だと思うが、現時点で田名瀬委員の案までは難しいと思う。また、協働提案事業もあり、そこでは、割と市民よりのコーディネーターもいるので、そうした制度活用も大切だと思う。
- ・それは分かるのだが、やはり行政目線であるのは否めないと思う。また、行政はいろんな地域課題を把握し、対応もしているが、地域外の住民などにはわからない。これを市民側でもきちんと把握し、他地域にも広げるために、必要なのだと思う。
- ・これまでの議論なども含めてだが、行政内部で最もポイントとなったのは、「まちづくりセンター」が、本当に行政機能を担えるものとなるのかどうかという点である。例えば中間支援団体が複数あり、そのいずれかを客観的に選定し指定管理を任せるといふのであれば、ある程度理解できるのだが、「まちづくりセンター」を立ち上げからとなると、責任の所在、その方向性の担保などが行政としては理解がしづらいと考えている。その辺りを整理した上で提案をいただけると理解しやすいと思う。
- ・石阪会長：ここは、制度議論を深く行う場ではないと思う。ここでは、「協働を支援する機能」の議論として、行政と市民の立場が対等となるために、何が必要なのかということだと思う。皆さんの認識も、行政の支援も永遠ではないので、市民団体の自立しなければならない、というあたりまでは一致していると思う。しかし、将来はともかく、ここで議論すべきはセンターそのものよりも、市民活動の自立、行政と対等に渡り合うための枠組みを考えることだろう。一つには中間支援組織であろうし、コーディネーターの養成などもあるのだろう。

う。そうしたことが、「まちづくり基本条例」のなかで最初に考えていかなければならないことだろう。

- ・理論よりも現場を考えてほしい。また、行政はいろんな活動の情報を持っているはずだし、行政側のイベントなども色々ある。そうしたものを惜しまず発信してほしいし、行政内外含めた横つなぎをやってほしい。現状としては、そうした機能を持つセンターの必要性の議論よりも、行政でそれは行えるはずだと思っている。
- ・たくさんの市民活動があり、それを支援することも大切だが、地域の活動が重要だろう。その中核はやはり自治会なのだから、まちづくりセンターの議論をここで行っても、自治会などの理解を得られなければ難しいだろう。
- ・自治会にも温度差があり、温度の低いところにセンターの必要性を聞いても恐らく低いだろう。そうしたところをどうしていくのかも難しい問題だろう。
- ・地域の人々の理解はどこまであるのだろう。自治会を取ってみても、入らないという人も有り、一方でコミュニティは事業中心で活動し、人に集まってもらっているが、それでも興味を示さない人は多い。いずれにせよ市民意識の高揚がなければ、難しいだろう。
- ・ひとつの方法として、やる気のある地域、団体だけでその「まちづくりセンター」を作るという方法。これは民主導でやる方法になるだろう。もう一つは、全体平等に、一律補助などで立ち上げ、将来的に一つにまとまる方法。これは行政主導でやる方法になるだろう。
- ・市民活動などが継続していくためには、一時的な補助金を受けることができて、自立する力がなければ難しい。持続する力が重要だろう。
- ・現在、どこのNPO活動も困難な状況にあり、今立ち上げは難しいと思う。そんな中、亀山市のこれまでのやり方は、市民活動の支援もある程度行い、自治会・コミュニティも行政とうまく関係を保ってきた。非常に無難に進んできたのではないだろうか。
- ・中間支援は必要で、亀山市の協働も始まったばかりだが息詰まりかけている。まちづくりセンターも、結局は資金の問題なのだろう。例えば協働センターの指定管理があったとしても、その積算に人材育成費などは含まれないのだろうが、本来そうした経費を含めてもらう必要があるだろう。
- ・少し議論が戻るが、田名瀬委員の案で、センターの準備に自治会やコミュニティが入っているが、センターの機能が地域の問題を考えるのであれば分かるが、色々な市民活動の支援であるならば、自治会やコミュニティは関係ないと思う。また、民間のまちづくりセンターでは、末端の組織への影響力は少ないと思う。
- ・ここまでの話をまとめると、亀山市の市民活動は、色々行われているが、それを取りまとめる中間支援的な機能を担う人も組織も不足しているという現状だろう。これまではそれを行政が担ってきたわけだが、今後、それを見直す時期が来るだろう。そのためには中間支援機能を担える組織が必要になってくる。そこには自治会やコミュニティを含めた中間支援組織の立ち上げ、そのコーデ

ィネートが必要なのだろう。どのようにそれを担っていくのかが問題なのだと思うが、行政が担うのか、民間団体が担うのかという選択肢があるのだろう。いずれにせよ、その部分が亀山市に足りない点なのだろう。中間支援であったり、官民をつなぐ役割なども一つの考え方だろう。

- ・山間地域と市街地域では、構成要素も異なれば、さまざまな問題点もまったく違い、そうした地域ごとの個性や課題などを解決を協働で図ろうとすれば、そのための場所なり機能などが必要なのだと思う。そのための相互協力や情報共有を進めていくためにセンター機能というのはやはり必要なのだと思う。また、市民活動をつなぐことと、地縁による活動をつなぐこと、その双方をつなぐことという、3つを担うセンター機能を必要になるだろう。
- ・それも必要だと思う。しかし、亀山市ではこれまで、市民活動と地縁活動については、それぞれで議論されてきて、両方を包括的に議論することはなかったように思う。これは非常に難しいと思う。
- ・これまでの議論を聞かせていただいて、まちづくり基本条例第14条地域尊重の原則があり、市民活動・地域問題などを包括的に議論するのであれば、改めて自治会・コミュニティの現状を説明させていただいた後、行っていただいた方が良いのではないかと思う。
- ・それでは、事務局の意向もあるので、改めて機会を持って議論を行いたいと思う。

2. 「コンプライアンス」についての取組

所管室（法制執務室）より現在の亀山市での「コンプライアンス」に関する取組について説明

『亀山市まちづくり基本条例「基本的な考え方」コンプライアンス』について、情報共有のため事務局より説明

（主な質疑内容）

Q:職員が公益通報に関する要望等を受けた場合、職員に報告義務、罰則規定などはあるのか。

A:報告義務（亀山市職員に対する一定の公職にあるもの等からの要望等取扱要綱第3条）はあるが、罰則規定はない。

Q:市の職員の範囲はどこまで、市長は入るのか。

A:職員は一般職員を示し、市長などの特別職は含まない。

・資料などで不明な点があれば、事務局なり所管室へお問い合わせいただきたい。

3. その他

資料等について

- ・毎回、資料をたくさんいただいているが、できれば分かりやすく簡潔にしてほしい。
- ・それでは、事務局側の資料についても、委員からの事前意見についても、基本

的にそれぞれ A4 で 1 枚に収まるようにすることとしたいと思う。

会議の結論について

Q:今日のテーマも次回のコンプライアンスについても同様だが、どのようにするのか。今日の会議では結論に至っていないが、これでこのテーマは終了なのかどうなのかを確認したい。

A:前回までにも説明してきたが、今日の会議は結論には至らなかったが、そのテーマについて、この推進委員会として、市に不足する点など、一定の結論が出たら、一度担当室へ伝え、庁内での議論を行い、その結論を再度この推進委員会に戻すと考えている。そのためにも事務局としても推進委員会の意見を正確に担当室へ伝える必要があるのでご協力をお願いしたい。

・順番はともかく、何らかのフィードバックを受けて改めて議論を行いたい。

4 . 次回以降の会議について (5 分)

(第 4 回推進委員会)

日 時 平成 2 2 年 1 0 月 8 日(金)10:00 ~ 12:00

場 所 市役所 3 階 第 2 ・ 3 委員会室

(第 5 回推進委員会)

日 時 平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日(火)10:00 ~ 12:00

場 所 市役所 3 階 未定